平成２１年（フ）第２２００号
広島市佐伯区新宮苑５番６号
債務者　蓼　　茂子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎木　タカ
4　破産債権の届出期間　平成22年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３７号
広島市中区大手町４丁目２―23　グランドポレストーネ大手町1101号、住民票上の住所広島市南区出汐１丁目14番12―1002号
債務者　野田　明宏
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　破産債権の届出期間　平成22年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
大分県杵築市山香町大字内河野2720番地１
債務者　岩尾眞次郎
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　茂人
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
福岡県朝倉郡筑前町東小田2335番地
債務者　神﨑　重美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平位　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８号
青森県八戸市湊高台７丁目17番８号
債務者　磯島　育子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤口　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕5389番地２
債務者　久保田貴子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釘島　伸博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
群馬県前橋市幸塚町107番地１
債務者　入澤　　章
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
北海道北見市北進町１丁目６番13号　パープルハイツ205号
債務者　松橋　一樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目29番11号
債務者　市川　新一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　貴広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１００８号
横浜市西区戸部本町22番２―1002号　セジョリ横浜みなとみらいⅡ
債務者　西郷　康弘
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７６号
横浜市鶴見区仲通２丁目67番地３　荒井荘102号室
債務者　今村　孝慈
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８号
北海道登別市幌別町７丁目９番地１
債務者　阿部　詔宣
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
北海道登別市幌別町７丁目９番地１
債務者　阿部　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２号
大分県豊後大野市清川町天神1879番地
債務者　阿孫眞由美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１３号
大分県竹田市直入町大字上田北808番地５
債務者　吹田　嘉子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時20分
大分地方裁判所竹田支部